給 水 装 置 工 事 基 準

令和 ８年 ７月

川西市上下水道局

第１章　　総　　則

１．１　趣旨　・・・・・・・・　１章-１
１．２　適用　・・・・・・・・　１章-１
１．３　給水装置の定義　・・・・・・・・　１章-２
１．４　給水装置の種類　・・・・・・・・　１章-２
１．５　給水装置工事の種類と種別　・・・・・・・・　１章-２
１．６　給水装置工事等の施工と給水義務　・・・・・・・・　１章-３
１．７　給水装置工事の基本項目　・・・・・・・・　１章-３
１．８　指定工事業者制度　・・・・・・・・　１章-４
１．９　主任技術者　・・・・・・・・　１章-５

第２章　　基本計画

２．１　基本計画　・・・・・・・・　２章-１
２．２　基本調査　・・・・・・・・　２章-１
２．３　給水方式　・・・・・・・・　２章-３
２．４　計画使用水量　・・・・・・・・　２章-９
２．５　給水管の口径　・・・・・・・・　２章-１６
２．６　メーターまでの使用材料　・・・・・・・・　２章-２６
２．７　スプリンクラー設備　・・・・・・・・　２章-２８

第３章　　メーター

３．１　メーターの設置　・・・・・・・・　３章-１
３．２　設置基準　・・・・・・・・　３章-１

第４章　　施　　工

４．１　給水管の分岐　・・・・・・・・　４章-１
４．２　給水管の埋設深さおよび占用位置　・・・・・・・・　４章-１０
４．３　給水管の明示　・・・・・・・・　４章-１１
４．４　止水栓の位置　・・・・・・・・　４章-１１
４．５　増圧給水設備　・・・・・・・・　４章-１２
４．６　土工事等　・・・・・・・・　４章-１３
４．７　配管工事　・・・・・・・・　４章-１６

第５章　　検　　査

５．１　検査　・・・・・・・・　５章-１

第６章　　水の安全・衛生対策

６．１　水の汚染防止　・・・・・・・・　６章-１
６．２　破壊防止　・・・・・・・・　６章-２
６．３　浸食防止　・・・・・・・・　６章-４
６．４　逆流防止　・・・・・・・・　６章-７
６．５　凍結防止　・・・・・・・・　６章-１２
６．６　クロスコネクション防止　・・・・・・・・　６章-１４
６．７　維持管理　・・・・・・・・　６章-１５

第７章　　３階直結直圧式給水

７．１　施工基準　・・・・・・・・　７章-１

第８章　　直結増圧式給水

８．１　施工基準　・・・・・・・・　８章-１

第９章　　受水槽以下給水

９．１　趣旨　・・・・・・・・　９章-１
９．２　適用範囲　・・・・・・・・　９章-１
９．３　設計　・・・・・・・・　９章-２
９．４　提出書類　・・・・・・・・　９章-２
９．５　受水槽の設置位置　・・・・・・・・　９章-３
９．６　受水槽の構造　・・・・・・・・　９章-３
９．７　警報装置　・・・・・・・・　９章-５
９．８　受水槽までの給水装置　・・・・・・・・　９章-５
９．９　受水槽以下の給水設備　・・・・・・・・　９章-６
９．10　メーターの設置　・・・・・・・・　９章-６
９．11　維持管理　・・・・・・・・　９章-６
９．12　関係法令　・・・・・・・・　９章-８

第１０章　　申込手続き

１０．１　申込手続き　・・・・・・・・　１０章-１
１０．２　承認要件　・・・・・・・・　１０章-２
１０．３　審査・承認　・・・・・・・・　１０章-２
１０．４　分担金　・・・・・・・・　１０章-３
１０．５　手数料　・・・・・・・・　１０章-３
１０．６　工事検査　・・・・・・・・　１０章-４
１０．７　図面作成　・・・・・・・・　１０章-４

様式集